

中心市街地におけるまちなか居住の促進について

背景と課題

- 中心市街地においては、近年のマンション開発等により居住人口が増加し、老年人口率はほぼ全市並に低下。
- 少子高齢化・人口減少社会において、子育て世代から高齢者までだれもが安心して暮らせるまちをめざすため、引き続き、若年層の居住人口を増やし、世代間交流を促進することが必要。

施策の方向性

- 中心市街地における民間の共同住宅供給を支援する制度を創設。
- 低・未利用地等の土地利用転換を促し、良好な住宅を供給することで、都市環境等にも配慮したマンション建設を推進。

中心市街地共同住宅供給事業の実施

事業内容

中心市街地の区域内で、事業要件を満たす共同住宅を建築する者に対し、事業費の一部を補助する。

事業期間

平成27年度～平成31年度
（中心市街地活性化基本計画期間）

補助対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費

事業要件

- ・住宅の専用面積55㎡以上
- ・各世代が快適に暮らせるような都市福利施設の導入
- ・優良な住宅を10戸以上供給
- ・敷地面積が概ね500㎡以上
- ・地階を除く階数が3階以上
- ・耐火建築物または準耐火建築物 等

補助率

2/3（国費は市負担額の1/2）